

**制度改正システム運用環境構築業務  
調達仕様書**

**平成 30 年 5 月 14 日**

**宮城県農業共済組合**

## 目 次

第1章 調達件名 .....	1
第2章 作業の概要 .....	1
1 背景と目的 .....	1
2 用語の定義 .....	1
3 業務の概要（業務の範囲） .....	4
4 現行システムの概要 .....	4
5 調達の範囲及び概要 .....	7
6 作業内容・納入成果物 .....	10
第3章 作業の要件 .....	11
1 規模要件 .....	11
2 性能要件 .....	11
3 信頼性要件 .....	11
4 拡張性・柔軟性要件 .....	11
5 システム中立性要件 .....	12
6 事業継続性要件 .....	12
7 運用性要件 .....	12
8 保守性要件 .....	12
9 情報セキュリティ要件 .....	12
第4章 作業するシステムの稼働環境要件 .....	12
1 全体構成 .....	12
2 ハードウェア構成 .....	12
3 ソフトウェア構成 .....	12
4 ネットワーク構成 .....	12
第5章 テスト作業要件 .....	12
1 テスト計画書の作成 .....	12
2 テスト実施要件 .....	12
第6章 移行作業要件 .....	13
第7章 運用役務要件 .....	14
第8章 保守役務要件 .....	14
第9章 作業体制及び作業方法 .....	14
1 作業体制 .....	14
2 作業方法 .....	14
3 教育と引継ぎ .....	16
第10章 契約条件等 .....	17
1 業務の再委託 .....	17
2 知的財産権の帰属等 .....	17

3	機密保持.....	18
4	情報セキュリティに関する受託者の責任.....	18
5	瑕疵担保責任.....	20
6	法令等の遵守.....	20
7	応札条件.....	20
8	特記事項.....	20

## 第1章 調達件名

制度改正システム運用環境構築業務

## 第2章 作業の概要

### 1 背景と目的

昨年6月に、収入保険制度の導入及び農業共済制度の見直しを内容とする「農業災害補償法の一部を改正する法律案」が可決成立し、法律の題名も「農業保険法」に改称され、平成30年4月1日に施行された。平成30年度は改正法の施行に関し、31年1月（農作物共済は31年産）からの実施に間に合うよう、制度改正版国標準システムの提供が7月末の農作物共済(麦)より順次予定されている。

制度改正版システムは改正後制度の専用システムであり、現行制度の運用には対応していないため、現行システムとは別に制度改正システム用の運用環境を準備しておく必要がある。

平成31年1月（農作物共済は31年産）から新制度の運用を開始する必要があるが、事業ごとに重複期間は異なるものの現行制度の責任期間が残るため、平成30年度から平成31年度までは改正前システムと改正後システムとの並行稼働が必要となる。当組合は並行稼働期間中の運用基盤更新をしない方針であるため、現在の運用基盤を見直しながら制度改正版システム用のデータベース容量を確保し、制度改正版と現行システムが並行稼働してもアプリケーションサーバの性能劣化が発生しない設計が必要である。

また、組合業務を安定的に実施するためには制度改正システムの本番運用前にテストデータによる十分な動作検証も必要である。

本調達は制度改正版システム本格稼働後の組合業務が安定的、適正、確実かつ合理的、効率的に行なえるよう、実運用環境と検証環境を構築し本番運用前に十分な準備することを目的とする。

### 2 用語の定義

- (1) 「組合」とは宮城県農業共済組合をいう。
- (2) 「本所」とは宮城県農業共済組合本所をいう。
- (3) 「支所」とは宮城県農業共済組合県南支所、宮城中央支所、亘理名取支所、六の国支所、大崎支所、栗原支所、迫支所、石巻支所をいう。
- (4) 「家畜診療センター等」とは宮城県農業共済組合県南家畜診療センター、中央家畜診療センター、県北家畜診療センター及び家畜診療研修所をいう。
- (5) 「国標準システム」とは国が開発した共済事業運営に必要な全国統一版システムをいう。下表のとおり10システムからなる。事業ごとにサブシステムが存在する。オラクル社のOracle11gおよびマイクロソフト社のAccess2010にて構築されたシステムである。以下の説明では標準システムに含める。

種別	システム名
国標準システム	NICシステム／NICサブシステム
	家畜共済システム
	家畜共済事故低減情報システム
	医療品等在庫管理システム
	農作物共済システム
	水稻品質・麦災害収入システム
	畑作物共済システム
	園芸施設共済システム
	果樹共済システム
経理システム	

- (6) 「団体独自開発システム」とは全国農業共済協会及び各県連合会等が共同開発した共済事業運営に必要な全国統一版システムをいう。表のとおり 4 システムからなる。事業ごとに必要なサブシステムが存在する。オラクル社の Oracle11g およびマイクロソフト社の Access2010 にて構築されたシステムである。以下の説明では標準システムに含める。

種別	システム名
団体独自開発システム	住まいるシステム(建物共済システム)
	農機具共済システム
	給与計算システム
	農業共済新聞購読者管理システム

- (7) 「標準システム」とは国標準システム及び団体独自開発システムをいう。
- (8) 「EUC システム」とは標準システムデータベースを参照し各種集計や帳票印刷機能するシステム及び、標準システム以外で組合の事業運営上必要なシステムをいう。当組合の事務処理は標準システムにより実施されているが標準システムで不足している各種集計や帳票印刷機能は標準システムデータベースを参照するシステムにより実施している。なお、基本仕様は標準システムに準じている。
- (9) 「宮城 EUC」とは EUC システムのうち組合全体で統一利用するシステムをいう。当組合の実施事業ごとに存在する。
- (10) 「支所 EUC」とは EUC システムのうち支所内で統一利用するシステムをいう。当組合の支所の実施事業ごとに存在する。
- (11) 「農業共済ネットワーク化情報システム」とは標準システム、宮城 EUC および支所 EUC をいう。
- (12) 「現行システム」とは本仕様書において農業共済ネットワーク化情報システムをいう。
- (13) 「対象システム」とは本仕様書において環境整備対象となる農業共済ネットワーク化情報システムをいう。
- (14) 「担当職員」とは組合が指定した組合職員をいう。
- (15) 「基幹系システム」とは農業共済事業に直接的に関係する情報を管理・処理するシステムをいう。具体的には農業共済ネットワーク化情報システムを指す。

- (16) 「情報系システム」とは農業共済事業に直接的に関係しない情報を管理・処理するシステムをいう。具体的にはメールおよびインターネット等のシステムを指す。
- (17) 「特定組合」とは組合の合併により都道府県の区域を事業実施区域とし連合会の権利義務を承継した組合をいう。当組合では 8 つの旧組合と旧連合会が存在した。
- (18) 「二段階システム」とは特定組合が利用する標準システムを指す。特定組合から国に集計データを送信及び報告用帳票を作成する機能を持つ。
- (19) 「三段階システム」とは旧組合、旧連合会が利用する標準システムを指す。組合から連合会、連合会から国に集計データを送信及び報告用帳票を作成する機能を持つ。
- (20) 「事業システム」とは農業共済ネットワーク化情報システムをいう。

### 3 業務の概要（業務の範囲）

標準システム システム名	標準システム略称		EUC	
	現行	制度改正	宮城EUC	支所EUC
NICシステム/NICサブシステム	NIC	NIC	宮城EUC_NIC	支所EUC_NIC
家畜共済システム	KTK	KTK	宮城EUC_家畜	支所EUC_家畜
家畜共済事故低減情報システム	LAC			
医療品等在庫管理システム	IRH			
農作物共済システム	NSK	NSK	宮城EUC_農作物	支所EUC_農作物
水稲品質・麦災害収入システム	SSS・MSS	SSS・MSS		
畑作物共済システム	HAT	HAT	宮城EUC_畑作物	支所EUC_畑作物
園芸施設共済システム	ENG	ENG	宮城EUC_園芸	支所EUC_園芸
果樹共済システム	KJU	KJU	宮城EUC_果樹	支所EUC_果樹
経理システム	KES		-	-
住まいるシステム(建物共済システム)	SML		宮城EUC_住まいる	支所EUC_住まいる
農機具共済システム	NGS		宮城EUC_農機具	支所EUC_農機具
給与計算システム	QYO		宮城EUC_給与	支所EUC_給与
農業共済新聞購読者管理システム	SBN		-	-

○ ○ が今回の調達範囲のシステムである。

制度改正システムの略称は未定である。

制度改正に伴い本表に掲げる以外のシステムが提供される可能性もある。

### 4 現行システムの概要

#### (1) ハードウェア構成

現行システムの使用機器を、下記に示す。

種別	台数
ブレードエンクロージャ	1 台
仮想化ホスト(ブレード型)	15 台
仮想化ホスト(ラックマウント型)	4 台
バックアップ・仮想化管理サーバ	1 台
iSCSIストレージアレイ(SAS型)	2 台
iSCSIストレージアレイ(NL-SAS型)	1 台
直接接続ストレージ(DAS)	1 式
LTOテープ装置	1 台
インテリジェントネットワークスイッチ(ブレード型)	4 台
インテリジェントネットワークスイッチ(ラックマウント型)	4 台
ネットワークスイッチングハブ	1 台
コンソール(LCD/キーボード/マウス)・KVMスイッチ	1 台
無停電電源装置(UPS)	3 台

(2) ソフトウェア構成

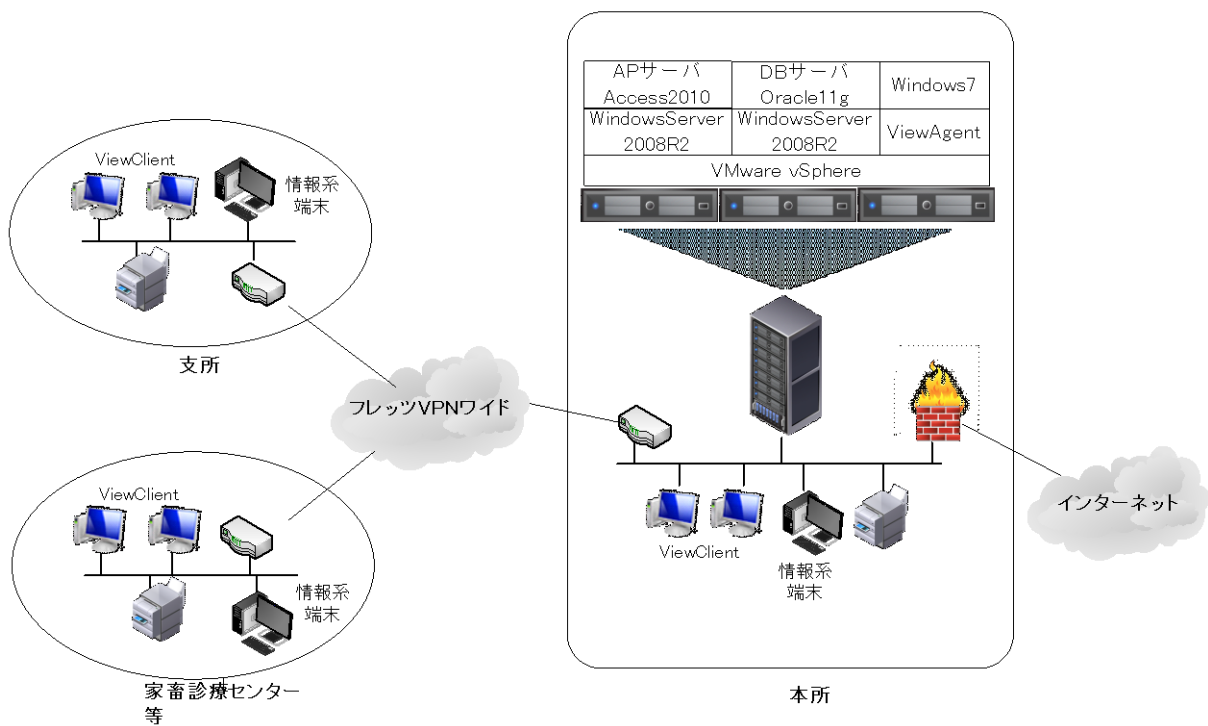
現行システムの使用製品を、下記に示す。

種別	ソフトウェア
サーバOS	Windows Server 2008 R2
データベース	Oracle 11g R2 (11.2.0.1.0)
アプリケーション	Citrix XenApp 6.5または Windows Server 2008 R2 (RemoteApp)
開発ツール	Access2010
共通	システム環境はVMWare社の「VMWare vSphere」を利用して、全て仮想環境として構築している

(3) ネットワーク構成

現行システムのネットワーク図を、下記に示す。

宮城県農業共済組合ネットワーク構成イメージ図





(4) 動作環境

① 三段階システム環境

種別	ドメイン・サーバ台数
ドメイン	MIYAGI-NET.LOCAL
アプリケーションサーバ	9台
データベースサーバ	9台
計	合計 18台 (旧連合会、旧組合(8拠点))

② 二段階システム環境

種別	ドメイン・サーバ台数
ドメイン	MIYAGI-NET.LOCAL
アプリケーションサーバ	9台
データベースサーバ	9台
計	合計 18台 (本所、支所(8拠点))

③ 検証環境

種別	ドメイン・サーバ台数
ドメイン	MIYAGI-NET.LOCAL
アプリケーションサーバ	2台
データベースサーバ	2台
計	合計 4台

現行システムの詳細について受託者は受託者と当組合の協議において確認するものとする。

## 5 調達 の 範囲 及び 概要

### (1) 調達 の 範囲

- ① 二段階システム環境に対して、制度改正版国標準システム動作環境を構築する。
- ② 検証環境に対して、制度改正版国標準システム動作環境を構築する。

### (2) 調達 の 概要

#### ① 二段階システム環境

当組合は特定組合へ移行していることから、二段階システム環境に対して、制度改正版国標準システム動作環境を構築する。

#### ア 動作環境

現行システムの動作環境(第2章-4)と同様とする。

#### イ 基本要件

- (ア) 構築済みの二段階システム環境 各支所・本所のデータベースに対して、制度改正版国標準システムの構築を実施すること。
- (イ) 制度改正版国標準システムの構築において、データ移行やデータコンバートが必要となる場合は、当該作業を実施すること。
- (ウ) 構築済みの二段階システム環境 各支所・本所のアプリケーションサーバに対して、制度改正版国標準システムのアプリケーションセットアップを実施すること。
- (エ) 構築した制度改正版国標準システムの基本的な動作確認を実施すること。

#### ウ サイジング

- (ア) データベース環境において、表領域などの追加が必要となった場合は、運用に耐えうるようにサイジングを実施すること。既存環境(仮想基盤)への修正が必要となる場合は、当組合と協議の上、対応を実施すること。
- (イ) アプリケーションサーバ環境については、既存環境を利用することから、サイジングは不要とするが、拡張が必要となった場合は、当組合と協議の上、対応を実施すること。

#### エ その他

- (ア) 事業により、システム稼働時期が異なることから、各事業システムの稼働スケジュールおよび 移行スケジュールを明確にし、随時報告、調整すること
- (イ) データ移行については、検証を含めて複数回作業を実施する前提とすること。
- (ウ) 制度改正版国標準システムの運用にあたり、事例提供や運用提案などの支援を実施すること。

## ② 検証環境

当組合において、制度改正版国標準システムの検証を実施するために、検証環境に対して、国標準システム動作環境を構築する。

### ア 動作環境

現行の動作環境(第2章-4)と同様とする。

### イ 基本要件

- (ア) 構築済みの二段階システム検証環境 データベースに対して、制度改正版国標準システムの構築を実施すること。
- (イ) 本所システム および 支所システム双方の検証環境を構築すること。
- (ウ) 構築済みの二段階システム検証環境 アプリケーションサーバに対して、制度改正版国標準システムのアプリケーションをセットアップすること。
- (エ) 構築した制度改正版国標準システムの基本的な動作確認を実施すること。

### ウ サイジング

- (ア) 検証環境であることから、サイジングは不要とするが、容量等の問題から既存環境(仮想基盤)に修正が必要となる場合は、当組合と協議の上、対応を実施すること。

### エ その他

- (ア) 検証環境は制度改正版国標準システムを事前に検証する環境であることから、本番環境構築よりも早期に作業を開始し、可能な限り早期に動作環境を提供すること。
- (イ) 支所の検証環境については、当組合が指定する2支所の環境を構築すること。
- (ウ) 制度改正システムは提供から本番稼働までタイトなスケジュールとなっており、短期間で複数人による動作検証が必要となるため、支所から検証環境へ接続し本所と共同で検証可能とすること。

③ ハードウェア および ソフトウェア、ミドルウェア等

ア ハードウェア

現行の資産を利用する前提とし、追加購入は実施しない前提とする。

イ ソフトウェア・ミドルウェア

現行の資産を利用する前提とし、ライセンスを含め、追加購入は実施しない前提とする。

ウ ネットワーク

現行の環境を利用するため、本件の作業対象外とする。

④ その他

ア 制度改正版国標準システム

制度改正版国標準システムについては、セットアッププログラムを含め、当組合より提供する。

イ ソフトウェア・ミドルウェア

本業務では、ソフトウェア および ミドルウェアの修正、構築は不要であるが、対応が必要となった場合、インストール資産は当組合より提供する。

ウ システム切替

システム切替を実施する際に、システム停止が必要となる場合は、当組合と協議の上、作業日を決定すること。システム停止は基本的に業務時間外 または 休日とすること。

詳細について受託者は受託者と当組合の協議において確認するものとする。

## 6 作業内容・納入成果物

### (1) 作業内容

受託者は本仕様書に示す要件に従い、制度改正システム運用環境構築に関する役務を遂行すること。

- 本業務のプロジェクト管理
- 設計
- システム動作確認
- 受入テスト支援
- 運用支援

### (2) 作業スケジュール

平成 31 年 2 月末に提供が予定されている畑作物共済、果樹共済の損害評価以外の制度改正版システムは、平成 30 年 12 月末日までに業務を完了すること。平成 31 年 3 月末までには作業委託する全システムが本番稼動することとする。ただし、事業によりシステム稼働時期が異なることから、各事業でのシステム利用開始時期に合わせて、対応を実施すること。

- 要求分析・設計・構築作業 平成 30 年 6 月～
- 最終納品 平成 31 年 3 月 22 日（金）
- 動作検証 農作物共済（麦）・麦災害収入共済 平成 30 年 7 月～  
その他事業 平成 30 年 8 月～平成 30 年 11 月まで順次
- 運用開始 農作物共済（麦）・麦災害収入共済 平成 30 年 10 月～  
その他事業 平成 31 年 1 月～

### (3) 納入成果物及び期限

#### ① 納入成果物一覧と期限

本調達の成果物の納入期限は下記を必須とし詳細は受託者と当組合が初回打ち合わせをする際に詳細を決定することとする。また、詳細については担当職員の指示に従うこと。

- 作業計画書（詳細は第 9 章-2-(2)参照）
- 要件定義書
- 基本設計書

納入成果物は書面・電子媒体とする。

書面での提出書類は、原則として A4 判とし、日本語で記載すること。部数は 1 部とし、電子媒体を併せて提出すること。原則として、媒体の種類は、CD-R とし、ファイル形式は、当組合で採用している読み書き可能な形式に合わせる。これ以外の形式を利用する場合は、当組合と相談すること。

なお、専門用語には必ず説明を付すこと。

○納入期限 平成 31 年 3 月 22 日（金）

注 1 担当者・体制表等、変更があれば都度提出すること。

② 納入場所、納入条件

宮城県農業共済組合 総務部情報システム課（仙台市青葉区上杉 1 丁目 8 番 10 号）

なお、詳細については、別途担当職員の指示に従うこと。

③ 検収方法

ア 受入テスト

ア) 第 5 章テスト作業要件に従い受入テストの合格をもって検収とする。

イ 書類の検収

イ) 設計書等、作業の各段階でレビューを行う。納品時にドキュメント品質も検収する。

### 第 3 章 作業の要件

#### 1 規模要件

##### (1) 利用者数

対象システムの利用者は、当組合職員等であり、具体的には以下のとおりである。

##### ① システム管理者

別途指定する職員 3 人（組合本所情報システム課）

##### ② 業務担当者

本所の職員 約 40 人

支所の職員 約 220 人

##### (2) データ量

受託者は開発にあたり必要な情報を受託者の負担と責任において調査するとともに担当職員に確認すること。

#### 2 性能要件

職員にとって快適な作業を実現でき、かつシステムの日常運用を円滑に進めることができるために現行システムを下回らない処理速度を実現すること。

#### 3 信頼性要件

現行システムと同等の信頼性を確保すること。

#### 4 拡張性・柔軟性要件

現行システムと同等の拡張性・柔軟性を確保すること。

## 5 システム中立性要件

対象システムは現行システムの構成を踏襲するものとし、他事業者がシステムの保守や拡張を引き継ぐことが可能であること。

## 6 事業継続性要件

現行システムと同等の事業継続性を確保すること。

## 7 運用性要件

現行システムと同等の運用性を確保すること。

## 8 保守性要件

現行システムと同等の保守性を確保すること。

## 9 情報セキュリティ要件

現行システムのセキュリティを理解し更に良い機能等があれば提案すること。

## 第4章 作業するシステムの稼働環境要件

### 1 全体構成

対象システムを構成する機器については既存の機器を利用する。

### 2 ハードウェア構成

- ・現行システムが稼働する環境で動作すること。

### 3 ソフトウェア構成

- ・現行システムに準じること。

### 4 ネットワーク構成

- ・現行システムに準じること。

## 第5章 テスト作業要件

### 1 テスト計画書の作成

受託者は実施するテストについて、テスト方針、実施内容及び実施理由を記載したテスト計画書を組合の求めに応じ提出すること。当組合が主体となって実施する受入テストについては支援すること。

### 2 テスト実施要件

- (1) テスト工程共通要件

各テスト工程において共通する要件を以下に示す。

- ① 受託者はテストの管理主体としてテストの管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負い適切な対応を行うこと。
  - ② 受託者は当組合及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
  - ③ 当組合に対し定期進捗報告及び問題発生時の随時報告を行うこと。
  - ④ 各テストを行うため、一連のテストケース、テストシナリオ、テストデータ、テスト評価項目及びテスト手順を作成すること。
  - ⑤ 各テスト終了時に、実施内容、品質評価結果等について当組合の求めに応じ、テスト実施報告書を作成すること。
  - ⑥ 他システムとの接続試験を実施する際には、当組合職員、当該システム開発及び保守業者と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること。
- (2) 受入テスト支援要件

当組合が主体となって実施する受入テストに係る要件を以下に示す。

- ① 受入テストにおける具体的な手順及び結果を記入するための受入テスト手順書（案）を作成すること。なお、システム操作に精通していない職員でも分かりやすいテストとなるように工夫すること。
- ② 受入テストは当組合が主体となって行うが、当組合の求めに応じて受入テストを支援するための要員を確保すること。
- ③ 受入テストで必要となるテストデータについて準備を支援すること。
- ④ 受入テストで確認された障害について対応方針を提示し当組合の承認を得ること。
- ⑤ 当組合に承認された対応方針に従い、プログラム及びドキュメント等を修正すること。

## 第6章 移行作業要件

### (1) 制度改正版国標準システムへの移行作業

- ① データ移行が必要となる制度改正版国標準システムに関して、全国農業共済協会及び当組合から指示された手順に基づき、移行を実施すること。ただし、本手順は標準版として全国統一で作成されているため、当組合の運用に沿った形で移行を実施すること。
- ② 移行については、データ件数の確認を実施し、完全移行を行うこと。また、必要に応じて移行後、データコンバート作業を実施すること。  
なお、データ移行は検証作業時、本番運用時の数回実施する前提とすること。
- ③ 移行の手順は、移行手順書として文書化し、当組合の承認を得ること。
- ④ アプリケーション移行、データ移行に伴う標準システムの動作確認を実施すること。

### (2) 移行作業前提

- ① 業務停止を伴う移行作業については、基本的に業務時間外に実施する前提とする。また、作業日時については、当組合と協議の上、決定すること。



## 第7章 運用役務要件

本調達には運用役務は含まないため該当しない。

## 第8章 保守役務要件

本調達には保守役務は含まないため該当しない。

## 第9章 作業体制及び作業方法

### 1 作業体制

#### (1) 全体体制

受託者は、作業に入る前に担当職員との協議において当組合の体制について理解の上作業に入ること。

#### (2) 受託者体制

受託者は、本作業を履行できる体制案を提出し、当組合の了承を得ること。なお、原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は事前に当組合の了承を得ること。

また、受託者は、本作業の履行が確実に行われるよう、本作業の全期間に渡って、必要となるスキル、経験を有した要員の確保を保証すること。

##### ① 受託者側の体制（責任者・実施責任者を含む実行部隊）

##### ② 受託者側の実施責任担当者

責任担当者に求める要件は、次のとおりとする。プロジェクト管理担当責任者と設計担当責任者は兼任して差し支えないものとする。

##### ア プロジェクト管理担当責任者

進捗管理手法に精通し、経験を有すること。

##### イ 設計担当責任者

データベース・システムの企画・設計に関する知見や技術を有すること。

##### ③ 連絡体制（受託者側の対応窓口）

#### (3) 当組合が受託者に対し、常時契約履行状況に関する確認を行える体制とすること。なお、受託者は作業体制図を作成・提出すること。

### 2 作業方法

#### (1) 作業計画

① 受託者は、作業計画の作成に当たり、担当職員との協議において業務の内容理解および国標準システム全般の機能理解に努めるとともに、初回打ち合わせの際に作業計画書を提出すること。

② 作業を行うに当たり、良いと思われる具体的な方策があれば、提案すること。以下の個々の仕様箇所に分散して記述しても構わない。

③ 本作業を実施するため、作業計画書及び計画表（日程表、成果物と対応した WBS を含む。以下「作業計画書等」という。）を作成・提出し、当組合の承認を得て決定すること。

- ④ 作業計画書については以下の事項について定めること。そのための種々管理表は当組合と相談し合意を得ること。但し、受託者において確立されたプロジェクト管理手法が当組合の求める管理表と異なる場合には、予め提案書にて提案し、受注後に相談調整するものとする。

ア 作業プロセス

- (ア) 成果物
- (イ) 成果物と関連づけられた作業スケジュール
- (ウ) チェックポイント
- (エ) 主要マイルストーン

- ⑤ WBSについては、設計・作業段階における標準 WBS の項目を含め、成果物と対応させ作成すること。また、同 WBS に基づき、ガントチャート形式の作業計画表を併せて作成・提出すること。なお WBS の内容（詳細度や項目・実績の表示等）については当組合の承認を得ること。
- ⑥ 作業計画書等は、作業の進捗状況に合わせ随時内容の更新及び詳細化を図ることとし、更新後の計画書等は、定例会等の機会を利用して、当組合に報告・提出すること。

(2) 作業工程

- ① 本作業の遂行に当たっては、本作業の作業計画書等に定めた事項を遵守したプロジェクト管理を行うこと。

(3) 進捗管理方法

- ① 各作業に関する打合せ、納品物等のレビュー及び作業進捗確認のため、作業期間中、定期的に定例会議を行うこと。
- ② 毎回の定例会議の議事録を、遅くとも次回定例会議までに作成し提出すること。
- ③ 定例会議では、作業スケジュールと実際の進捗状況の差を明らかにし、その原因と対策を明らかにすること。そのための課題管理表などは作業計画で定めたドキュメント類を用いること。なお、進捗管理に当たっては WBS・ガントチャートによるものとし、作業計画書の各管理要領については一覧形式の管理表を作成し報告を行うこと。
- ④ 当組合内での作業に当たっては、当組合の指示に従い作業終了後は報告書を提出すること。
- ⑤ 作業工程中における仕様変更については、変更を少なくするための方策を提案すると共に、各フェーズにおける変更不可となる時点についての考え方を示すこと。

(4) ドキュメント基準

- ① ドキュメントの記述については、当組合の規則に準ずること。
- ② ドキュメントについては、当組合の求めに応じその構成や記載項目、記載内容及び記載水準等を規定した作成要領を提出し、これに従うこと。

(5) テスト環境

本調達におけるテスト環境は、受託者の負担と責任において確保すること。

**3 教育と引継ぎ**

(1) 運用業者への引継ぎ

- ① 対象システムの運用業者に対し、納入するドキュメント類を用いて、作成した運用設計の説明を行い、当該業者への引継ぎをすること。
- ② この引継ぎの計画を立て当組合の了承を得ること。
- ③ 引継ぎ結果を報告書にまとめ納入すること。

(2) 教育に係る要件

職員が、対象システムの操作を習得するために必要な教育を当組合内で実施すること。

## 第10章 契約条件等

### 1 業務の再委託

(1) 受託者は、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。

但し、受託者が本調達の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について提案時に記載し、当組合が了承した場合は、この限りでない。

(2) 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本仕様書「第10章 2. 知的財産権の帰属等」、「同3. 機密保持」、「同4. 情報セキュリティに関する受託者の責任」を含め、本調達の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

(3) 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受託者は、当組合が本調達の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について当組合に対し報告し、また当組合が自ら確認することに協力するものとする。

(4) 受託者は、当組合が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、当組合の承認を得るものとする。

### 2 知的財産権の帰属等

(1) 本調達の作業により作成する成果物に関し、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を当組合に譲渡し、当組合は独占的に使用するものとする。

なお、受託者は当組合に対し、一切の著作人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本調達の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、当組合と別途協議するものとする。

(2) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は、当組合が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この時、受託者は当該著作権者の使用許諾条件につき、当組合の了承を得るものとする。

(3) 本調達の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら当組合の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。

なお、当組合は紛争等の事実を知った時は、速やかに受託者に通知するものとする。

### 3 機密保持

- (1) 受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、当組合から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。但し、次のア）からオ）のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
  - ① 当組合から取得した時点で、既に公知であるもの。
  - ② 当組合から取得後、受託者の責によらず公知となったもの。
  - ③ 法令等に基づき開示されるもの。
  - ④ 当組合から秘密でないとして指定されたもの。
  - ⑤ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に当組合に協議の上、承認を得たもの。
- (2) 受託者は、当組合の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
- (3) 受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、当組合から貸与されたものについては、検収後 1 週間以内に当組合に返却するものとする。

### 4 情報セキュリティに関する受託者の責任

- (1) 情報セキュリティポリシーの遵守  
受託者は、当組合のセキュリティポリシーに従って受託者組織全体のセキュリティを確保すること。
- (2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備  
受託者は、当組合のセキュリティポリシーに従い、受託者組織全体のセキュリティを確保すると共に、当組合から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。  
当組合以外で作業を行う場合も、当組合のセキュリティポリシーに従い、情報セキュリティを確保できる環境において行うこと。
- (3) 受託者、受託作業実施場所、及び受託業務従事者に関する情報提供  
受託者は、当組合からの求めがあった場合に、受託者の資本関係・役員等の情報、受託作業の実施場所に関する情報、受託業務の従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供すること。
- (4) 情報セキュリティが侵害された場合の対処  
本調達に係る業務の遂行において当組合からの求めがあった場合に、情報セキュリティ対策の履行状況を報告すると共に情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに当組合に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。
  - ① 受託者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める当組合の情報の外部への漏えい及

び目的外利用。

- ② 受託者による当組合のその他の情報へのアクセス。
- ③ 被害の程度を把握するため、受託者は必要な記録類を契約終了時まで保存し、当組合の求めに応じて成果物と共に発注者に引き渡すこと。
- ④ 情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある事象が本調達に係る作業中及び契約に定める瑕疵担保責任の期間中に発生し、かつその事象が受託者における情報セキュリティ上の問題に起因する場合は、受託者の責任及び負担において次の各事項を速やかに実施すること。

ア 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、当組合の承認を得た上で実施すること。

イ 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、当組合へ提出して承認を得ること。

ウ 再発防止対策を立案し、当組合の承認を得た上で実施すること。

エ 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、当組合の指示に基づき措置を実施すること。

#### (5) 情報セキュリティ監査の実施

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、当組合が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、当組合がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（当組合が選定した事業者による監査を含む）。

情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

#### (6) セキュリティ対策の改善

受託者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について当組合が改善を求めた場合には、当組合と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

#### (7) 私物の使用禁止

受託者は、本調達に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物（関係者個人の所有物等、受託者管理外のものを指す。以下、同じ。）コンピュータ及び私物記録媒体（USBメモリ等）に当組合に関連する情報を保存すること及び本調達に係る作業を私物コンピュータにおいて実施することを禁止し、それを管理し求めに応じて管理簿を提出すること。

#### (8) オペレーション環境への電子機器の持ち込み禁止

当組合のテスト及び本番の機器・オペレーション環境に受託者のモバイル機器・コンピュータを持ち込んで서는ならない。

#### (9) 納品物に対するセキュリティチェックの実施

納品時には必ずマルウェアに対するセキュリティチェックを行い、クリーニングした上でその証左と共に納品すること。

## 5 瑕疵担保責任

検収後 1 年間において、納入成果物に瑕疵があることが判明した場合には、受託者の責任及び負担において、当組合が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。

## 6 法令等の遵守

- (1) 受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

## 7 応札条件

別添の入札説明書を参照のこと。

## 8 特記事項

本調達案件は、平成 30 年度予算による実施を前提とするものであり、当該予算の実施承認が遅延する、あるいは中断される事態が生じた場合には、当組合と受託者との間でその対応策について、別途協議するものとする。